

(平成23年2月16日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認群馬地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 4 月から平成元年 3 月までの期間及び 5 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 4 月から平成元年 3 月まで
② 平成 5 年 1 月から同年 3 月まで

市の区画整理に伴い店の営業が困難になったため、町内の方に勧められて、国民年金保険料の免除申請をした。申立期間前後については、夫と一緒に免除申請を行い承認されている。申立期間について、私の記録だけが保険料未納とされ、免除とされていないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫が国民年金保険料の免除を受けていた昭和58年 4 月から平成 6 年 9 月までの期間のうち、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を取得していた 3 年 4 月から 4 年 12 月までの期間を除き、その夫と共に保険料の免除を受けていたと申述しているところ、オンライン記録により、その夫が免除を受けていた期間のうち、申立期間①及び②並びに厚生年金保険の被保険者期間を除き、申立人は、その夫と同じ日に免除申請を行っていたことが確認できる。

また、申立期間①及び②については、申立人の夫は保険料の免除が承認されていることから、生計を同一にする申立人についても、当時、適正に保険料の免除申請が行われていたとすれば、保険料の免除が承認されていたと推認される。

さらに、申立人とその夫は、申立期間前後に保険料の免除申請を複数回行っており、保険料の免除手続について熟知していたものと考えられることから、申立期間①及び②に係る保険料の免除申請を行わなかったとは考

え難い。

加えて、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について保険料の未納が無い上、初めて保険料の免除を受けた昭和58年4月前の48年10月から58年3月までの期間について付加保険料を納付しているなど、国民年金に対する関心が高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料について免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年9月

私が20歳になったとき、母が、私の国民年金の加入手続きを行い、A市B区役所の担当職員に指示されるまま保険料を納付した。しかし、その数か月後、同区役所職員から平成5年9月の保険料が未納であるとの連絡があり、母が郵便局でその保険料を納付したと、母から聞いている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、1か月と短期間である上、申立人は、申立期間及び申請免除期間を除き、国民年金加入期間の保険料を全て納付している。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は平成6年5月頃に払い出されており、i)その時点では、申立期間の保険料を納付することは可能であること、ii)オンライン記録により、当時、申立人の居住地のA市B区役所職員に相談して、二度にわたり保険料を遡って納付したことが確認でき、申立期間(1か月)の保険料のみを納付しないのは不自然であること、iii)その母親は、申立人に係る保険料の納付場所、納付方法及び当時の同区役所職員とのやり取りについても具体的に記憶していることなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 1 月から同年 3 月まで
私は、A 社を退職し、B 区の出張所で国民年金の加入手続を行い、近くの郵便局で保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、3 か月と短期間である上、申立人は、申立期間及び申請免除期間を除く国民年金加入期間の保険料を全て納付している。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 55 年 4 月に払い出されており、申立人が所持している保険料納付の領収書によると、53 年 4 月から 55 年 3 月までの保険料（24 か月分）を同年 6 月 13 日に過年度納付していることが確認できる上、申立人は、申立期間の保険料として 1 万円ぐらいを納付したことを記憶しており、申立内容に不自然さはみられない。

さらに、オンライン記録によれば、申立人は、申立期間内の昭和 53 年 2 月に公務員の夫と結婚していることから、この期間については、本来任意加入とされるどころ、強制加入扱いとされている上、申立人の手帳記号番号の払出し当時は第 3 回特例納付期間であったことから、居住地の区役所に備えてあった過年度納付書を交付する際に、申立人に対して特例納付書を併せて交付したものと推認できる。

加えて、申立人及びその夫は、申立期間以降の国民年金加入期間において、保険料の納付、種別変更及び申請免除手続を適切に行っているこ

とから、国民年金制度に対する意識が高いものと判断できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における申立期間に係る標準報酬月額記録については、申立期間のうち、平成3年2月から同年9月までは20万円、同年10月から4年9月までは22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年11月1日から平成11年3月24日まで
A社に勤務していたときの標準報酬月額が、実際に支給されていた給与と比べ低くなっている。申立期間について標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人は、申立期間に係る給与明細書等を保管していないものの、同僚から提供された給与明細書によると、申立期間のうち平成3年2月から4年5月までの期間及び同年7月から同年9月までの期間について、オンライン記録の標準報酬月額よりも高い報酬月額であることが確認できる上、当該期間においてオンライン記録の標準報酬月額よりも1等級高い標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、申立人についても、当該期間においては、当該同僚と

同じ取扱いであったことが推認できる。

また、申立期間のうち、平成4年6月については、当該同僚は給与明細書を保管していないものの、その前後の期間の給与明細書の状況から判断すると、前後の期間と同額の厚生年金保険料の控除がなされていたものと考えるのが自然である。

したがって、申立人の標準報酬月額については、前述同僚の給与明細書の厚生年金保険料控除額及び報酬月額並びに前述同僚及び申立人のオンライン記録から、申立期間のうち、平成3年2月から同年9月までは20万円、同年10月から4年9月までは22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は既に全喪しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 一方、申立期間のうち、昭和49年11月から平成3年1月までの期間については、申立人及び同僚は、給与明細書等を保管しておらず、事業主の証言も得られないことから、当該期間に係る報酬月額や厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、申立期間のうち、平成4年10月から11年2月までの期間については、複数の同僚の給与明細書等により、いずれの同僚についてもオンライン記録の標準報酬月額を超えて、厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実は確認できないことから、申立人についても同様の取扱いにより保険料控除がなされていたものと推認できる。

このほか、当該期間に係る申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和41年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年6月1日から同年11月1日まで

個人経営のB社に勤務していたが、同社の事業主が設立したA社に昭和41年6月1日に転籍し、継続して勤務したにもかかわらず、申立期間において厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の当時の事業主及び複数の同僚の証言により、申立人は、申立期間において、同社に勤務していたことが認められる。

また、当時の事業主は「申立人は、B社からA社に転籍したが、業務内容、給与の支払形態に変更は無かった。」と証言している上、オンライン記録によると、ほぼ全ての同僚が、A社が厚生年金保険の適用事業所となった日（昭和41年3月1日）に被保険者資格を取得しており、その後に入社した者については、入社後間もなく厚生年金保険の被保険者資格を取得していることから、申立人についても、申立期間において他の従業員と同様に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和41年11月の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年6月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年6月から56年3月まで
就職の際に、父から、20歳からの国民年金保険料については納付してあるから安心するようと言われた。国民年金の加入手続を行った時期や保険料の納付方法等は分からないが、申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親が、国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたと主張しているが、保険料を納付するためには、国民年金に加入し国民年金手帳記号番号の払出しを受けなければならないところ、申立人に対して手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえない。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していないため、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年8月1日から29年4月22日まで
② 昭和29年6月26日から同年12月31日まで
ねんきん特別便により、申立期間について脱退手当金が支払われていることを知った。脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた申立期間に係る事業所の厚生年金保険被保険者名簿のうち、24か月以上の被保険者期間がある女性被保険者の中で、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和29年12月31日の前後3年以内に資格喪失した35人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、支給記録が確認できた29人全員が資格喪失日から5か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の脱退手当金については、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和30年4月13日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、支給決定当時は、通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったところ、申立人は、申立期間に係る事業所の退職時において再就職をする考えがなかったと申述していること、及びその後昭和44年12月25日まで厚生年金保険の適用事業所における厚生年金保険への加入歴が無いことを踏まえると、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手

当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 10 月 16 日から 40 年 1 月 26 日まで
社会保険事務所（当時）に年金記録を照会したところ、申立期間について脱退手当金が支払われているとの回答だった。脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿のうち、脱退手当金の受給資格がある女性被保険者の中で、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 40 年 1 月 26 日の前後 3 年以内に資格喪失した 16 人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、支給記録が確認できた 12 人全員が資格喪失日から 3 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る脱退手当金は、申立人の厚生年金保険被保険者記録に基づき適正に計算され、その支給額に誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 40 年 4 月 6 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年12月1日から24年6月20日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。当時の給与明細等はないが、申立期間に勤務していたことは確かなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務し、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたと申し立てている。

しかしながら、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、また、事業主及び申立人が記憶していた複数の同僚は、死亡又は連絡先が不明であることから、申立人の申立期間に係る勤務実態や厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

また、申立人は、昭和22年4月3日にその兄と一緒に入社し、退職も同時期だったと主張しているところ、当該事業所における申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の記録とオンライン記録は一致している上、その兄は、健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申述する勤務期間である24年6月20日までの記録が確認できるものの、同事業所において申立期間に厚生年金保険に加入している複数の従業員が申立人と同様に、自身が記憶する勤務期間とオンライン記録が大きく相違していることから、事業所では一部の従業員について、勤務期間の途中から厚生年金保険に加入させていなかった事情がうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 12 月 20 日から 36 年 1 月 1 日まで
昭和 32 年 12 月 20 日に A 社 B 所に臨時雇用員として入職した。34 年 4 月 6 日に社命により臨時雇用員のまま同社 C 所に異動し、35 年 11 月 1 日に試用員となり、36 年 1 月 1 日に職員となった。臨時雇用員及び試用員であった期間についても職員と変わることなく勤務し、厚生年金保険に加入していたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された履歴カードにより、申立人は、昭和 32 年 12 月 20 日から 34 年 4 月 5 日までは A 社 B 所に臨時雇用員として、同年 4 月 6 日から 35 年 10 月 31 日までは同社 C 所に臨時雇用員として、同年 11 月 1 日から同年 12 月 31 日までは同社同所に試用員として勤務していたことが確認できる。

しかしながら、D 機構は「当時の資料は保存期間経過のため履歴カード以外には保管していない。当時の臨時雇用員や試用員には、A 社職員に適用された A 社 E 組合員資格が付与されていない。また、A 社が臨時雇用員等を厚生年金保険に加入させるようになったのは、昭和 38 年 10 月 1 日に臨時雇用員等社会保険事務処理規程が施行された以降のことであり、申立期間については、それ以前の期間であることから、厚生年金保険に加入していたという事実は無いものと思慮される。」と回答している。

また、厚生年金保険適用事業所名簿によると、A 社 B 所及び同社 C 所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 38 年 10 月 1 日以降であり、申立期間当時は適用事業所ではないことが確認できる。

さらに、申立人が記憶している同僚についても、臨時雇用員及び試用員

であった期間の厚生年金保険の加入記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。